令和6年度 高等学校等給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

- 1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部
- 2 後援 文部科学省
- 3 応募資格

本年度、新潟県公私立の高等学校、高等部を置く特別支援学校、国立工業高等専門学校の2年生及び中等教育学校に在籍する5年生の生徒とする。

4 応募条件

- (1) 校長の推薦を受けた生徒とする。
- (2) 家庭の事情により、学費支弁困難と認められる生徒とする。

家計支持者(父母またはこれに代わって家計を支えている者1名。家計支持者が複数名いる場合は、年間所得金額が多い順から2名)の年間所得金額(申込み前年1年分。2名の場合は、合計金額。)の上限額を、430万円とする。

「所得」とは、給与所得者は前年中の源泉徴収票の給与所得控除後の金額、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた金額とする。

- (注1) 給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」ではなく「給与所得控除後の 金額」ですので、お間違えのないように源泉徴収票を確認してください。
- (注2)年間所得額について、特別の事情がある場合は、「給付奨学生申請書」の備考欄に記入してください。(今年度に入り、家計支持者の収入状況に大きな変化があったことなど、特別の事情を具体的に記入する。)
- (3) 修学意欲のある生徒とする。

1年生時(中等教育学校にあっては4年生時)の平均評定値は、4.0以上とする。 成績証明書を提出する。各高校間の平均評定値は、同等とみなす。

(4) 応募対象人数

各学校における各学年の入学時の学級数の合計に応じて、次のとおりとする。但し、 定時制課程4年次以降については、実際の学級数とする。

(下記の学級数には、分校の学級数も含む。申請に当たっては、本校と分校をまとめての申請、本校と分校を別々の申請、どちらも可とする。)

- ① 12学級以下の学校
- 3名

5名

- ② 13~24学級の学校
- ③ 25学級以上の学校
- ※ 応募人数が多い場合は、校内選考の上、応募する。応募者が複数の学校は書類を コピーして使用する。
- (5) 他の奨学金の貸与・給付と重複しても対象者とする。

- 5 募集人数 170名
- 6 給付金額 奨学生1人に対し10万円支給する。(総額1,700万円)
- 7 交 付 <u>奨学金は採用決定後、今年度より、安全管理上、生徒本人の口座への振込とする。併せて、新潟教弘役員が各学校を訪問し、校長、担任、保護者</u> (都合が付く場合)等の同席にて、本人に目録を交付する。
- 8 受付期間 令和6年6月3日(月)~7月31日(水) ※ 7月31日(水)消印有効。
- 9 提出書類
- (1)給付奨学生申請書(様式1)
- (2) 高等学校等給付奨学生推薦書(様式4)
- (3) 令和5年分の所得が分かる次のいずれか
 - 源泉徴収票「写」
 - 確定申告書「写」
 - ・ 市区町村発行の所得証明書(「写」でも可)
 - ※ 家計支持者が1名の場合は1名分。家計支持者が複数名いる場合は、年収・所得金額が多い順から2名分。
- (4) 1年生(中等教育学校にあっては4年生)時の成績証明書
- 10 書類提出先

〒 950-0087 新潟市中央区東大通 2-5-8 東大通野村ビル 8 階 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部 Tim 025-244-0025 FAX 025-244-8991

11 奨学生の採用決定等

給付奨学金贈呈者選考委員会(9月開催予定)の選考を受け、教育振興事業選考委員会の承認を経て、(公益財団法人)日本教育公務員弘済会理事長が決定する。その結果については、在籍する校長を通じて本人に9月中に通知する。その際「給付奨学金銀行振込依頼書」(振込先は奨学生名義の口座)の提出を依頼する。

選考委員……新潟県高等学校長協会 正・副会長、理事、事務局長・次長 8名 本会 支部長・専任幹事 2名 計10名

12 奨学金の返還

奨学生が奨学金を奨学目的以外に使用したり、奨学生としてふさわしくない行為があったりしたときは、奨学金を返還するものとする。

13 その他

本事業は、今年で18年目の事業である。「公益財団法人日本教育公務員弘済会」の「給付奨学金事業規程」に準ずる。